

規 約

全国公営競技施行者連絡協議会

全国公営競技施行者連絡協議会規約

(名称)

第1条 この協議会は、全国公営競技施行者連絡協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(事務所)

第2条 協議会の事務所は、会長所属の施行者協議会事務局に置く。

(目的)

第3条 協議会は、全国単位の公営競技施行者協議会相互間の連携を常に緊密にするとともに、事業のよりよい発展を期することを目的とする。

(事業)

第4条 協議会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業について協議する。

- (1) 公営競技に対する課税問題に関すること。
- (2) その他公営競技における共通事項に関すること。

(会員)

第5条 協議会の会員は、次に掲げる公営競技施行者協議会とする。

日本中央競馬会

全国公営競馬主催者協議会

一般社団法人 全国モーターボート競走施行者協議会

全国小型自動車競走施行者協議会

公益社団法人 全国競輪施行者協議会

(役員)

第6条 協議会に、次の役員を置く。

- (1) 会 長
- (2) 副会長（2名）
- (3) 監 事（2名）

- 2 会長、副会長及び監事は、会員の中から互選する。
- 3 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 4 協議会に、顧問及び参与若干名を置くことができる。
顧問及び参与は、会議に諮って会長が委嘱する。

(役員職務)

第7条 会長は協議会を代表し、会の事務を執行する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長事故あるときは、その職務を代理する。
- 3 監事は、協議会の業務を監査する。

(会議)

第8条 会議は、必要に応じ、会長が招集し、会議の議長となる。ただし、毎年度事業計画ならびに収支予算に関する事、経費の負担及び収入方法に関する事については、毎年会計年度開始1ヵ月前に、また、毎年度事業成績ならびに収支決算に関する事、役員改選に関する事については、一定時に実施する。

(経費)

第9条 協議会の経費は、会費、補助金、寄付金及びその他の雑収入をもってあてる。

- 2 会費は均等割12%、売上割23%、施行者割42%および新聞報道集割23%とする。但し中央競馬の施行者数は本場、場外数とする。
- 3 ギャンブル等依存症対策費は均等割20%、売上割40%、施行者割40%とする。

(会計年度)

第10条 協議会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(委任)

第11条 この規約の実施に関して、必要な事項は会長が別に定める。

附 則

- 1 この規約は昭和48年11月20日から施行する。
- 2 ただし、会計年度については昭和48年度に限り、昭和48年11月20日から昭和49年3月31日までとする。

附 則

- 1 この規約は昭和53年5月4日から施行する。

附 則

- 1 この規約は昭和55年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規約は昭和61年5月27日から施行し、昭和61年8月1日から適用する。

附 則

- 1 この規約は平成17年11月1日から施行する。

附 則

- 1 この規約は平成19年12月20日から施行する。

附 則

- 1 この規約は平成26年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規約は平成30年4月1日から施行する。